

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画（原案）

～人と環境にやさしい 真の田園都市 高松を目指して～

平成 30(2018)年 3 月 改定

高 松 市

はじめに

市長挨拶と写真



目 次

1. 目的	…	1 P
1.1 改定の目的		
1.2 計画の位置付けとその役割		
2. 計画策定及び改定の背景	…	4 P
2.1 計画策定(平成 25 年 2 月)の背景		
2.2 計画改定の背景		
2.3 計画策定及び改定の流れ		
3. コンパクト・エコシティの推進に関する現況と課題	…	8 P
3.1 現況と課題		
3.2 課題解決のためのまちづくりの方針		
4. 目指す将来都市構造	…	10 P
5. 区域区分とまちづくりの基本方針	…	13 P
5.1 区域区分設定の考え方		
5.2 区域区分とまちづくりの基本方針		
5.3 各区域の考え方		
6. 施策の体系	…	19 P
7. 施策に基づく取り組むべき内容	…	20 P
8. 実現に向けて	…	23 P
8.1 コンパクト・エコシティ推進事業		
8.2 評価指標と目標値		
8.3 コンパクト・エコシティ推進に向けた段階的展開		
8.4 コンパクト・エコシティ推進に向けた実施体制		
8.5 コンパクト・エコシティ推進体制		
9. 附属資料	…	35 P
9.1 旧推進計画(平成 25 年策定)の進捗状況		
9.2 委員名簿		
9.3 要綱		
9.4 市民意識調査の結果概要		
9.5 説明会のまとめ		



1. 目的

1.1 改定の目的

本市では、将来的な人口減少、少子・超高齢社会を見据え、低密度で拡散型の都市構造から転換するためのビジョンとして、平成20年に策定した高松市都市計画マスタープランを踏まえ、25年2月に多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画(以下、「推進計画」という。)を策定し、集約拠点への都市機能の集積や市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能な「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向け取り組んでいるところです。

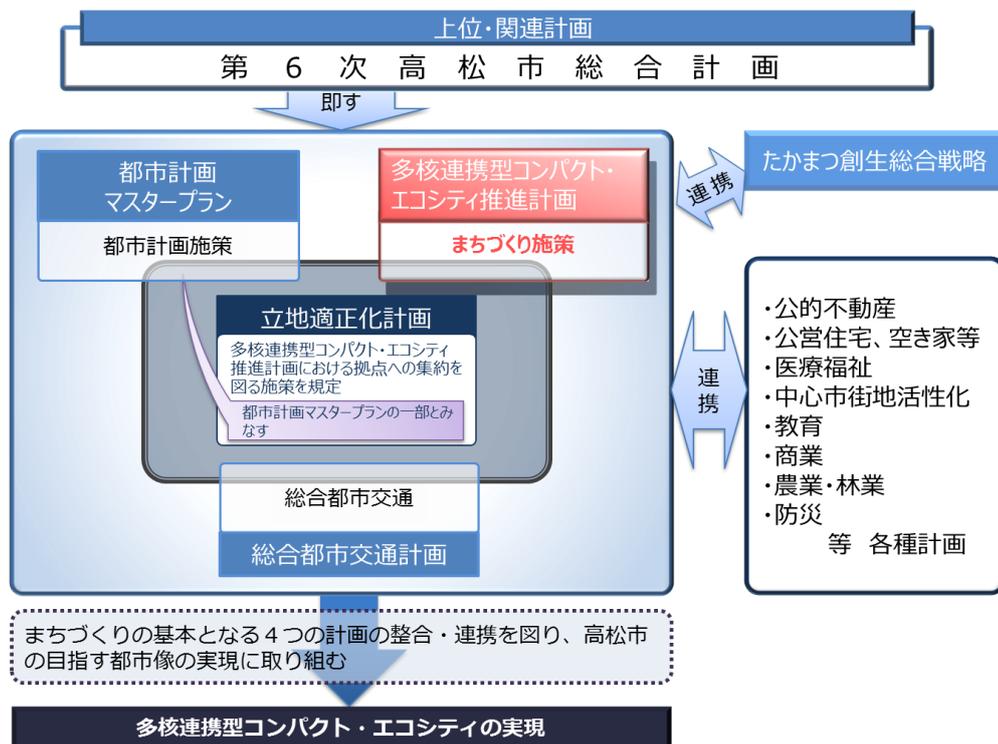
その後、人口減少、少子・超高齢社会が現実のものとなる中、本市の上位計画である第6次高松市総合計画の策定を始め、国の土地利用や公共交通に関する法制度化などを踏まえた、高松市地域公共交通網形成計画の策定や高松市都市計画マスタープランの改定、さらには「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を後押しする高松市立地適正化計画を策定するなど、現行計画を取り巻く状況が大きく変化しています。

このため、推進計画の内容を見直し、これら計画等との整合と連携を図るとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方の下、本市にふさわしい公共交通を基軸とした集約型都市の構築に向けた効果的な施策・事業を着実に推進するため、改定を行うものです。

1.2 計画の位置付けとその役割

(1) 計画の位置付け

推進計画は、第6次高松市総合計画に基づき、まちづくりの基本となる他の3つの計画と一体となって、本市の目指す将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に取り組むものであり、市域全域におけるまちづくり施策及び実施事業を取りまとめたものです。





高松市総合計画とは

高松市総合計画は、高松市自治基本条例第 25 条の規定により策定するもので、本市における総合的かつ計画的なまちづくりや市政運営の根幹をなす計画です。本市では昭和 48 年に高松市総合計画を策定して以来、5 次にわたる改定を経て、平成 28(2016)年度からは、2023 年度を目標年次とする第 6 次高松市総合計画を策定しています。

高松市都市計画マスタープランとは

高松市都市計画マスタープランは、上位計画である高松市総合計画などを踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備の在り方などを明確にし、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものであり、平成 20 年 12 月に策定し、その後の情勢変化に伴い、29 年 8 月に見直しを行い、改定しています。

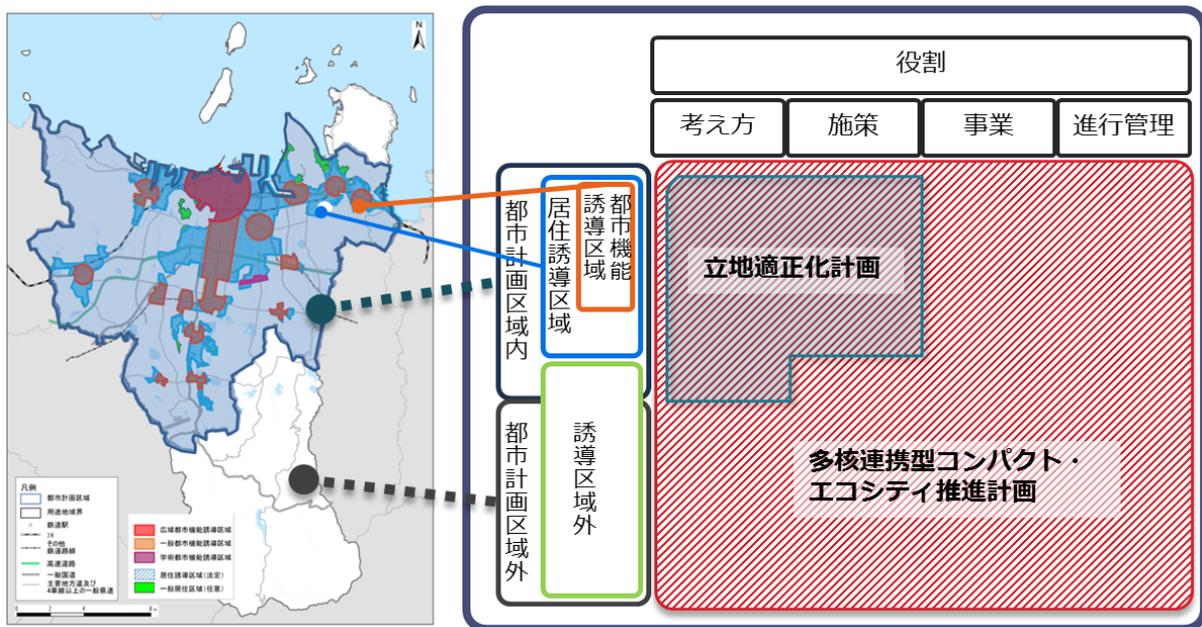
高松市立地適正化計画とは

高松市立地適正化計画は、誘導区域への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等を円滑に移動できるコンパクトで持続可能なまちづくりとして本市の目指す将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を後押しするもので、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」をまちづくりの理念に掲げ、平成 30 年 3 月に策定しています。

(2) 計画の役割

立地適正化計画の対象区域は都市計画区域としている一方、推進計画では対象区域を市域全域とします。

推進計画においては、立地適正化計画に掲げる施策も含め、市域全域におけるまちづくり施策及び事業を取りまとめ、評価指標等による進行管理を実施することにより、目指す将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を図ります。





(3) 計画期間（目標年次）

推進計画の計画期間は、高松市都市計画マスタープラン及び高松市立地適正化計画の目標年次に合わせて、平成 30(2018)年から 2028 年までとします。

ただし、コンパクトで持続可能なまちづくりの実現には長い時間を要するため、30 年、50 年後の本市の将来を見据えた計画とします。



2. 計画策定及び改定の背景

2.1 計画策定（平成 25 年 2 月）の背景

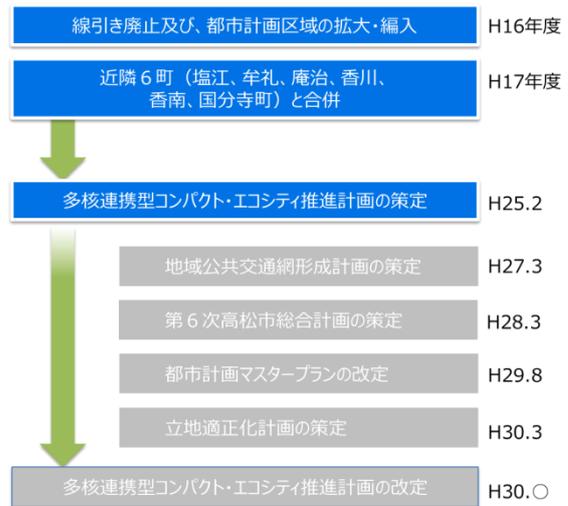
(1) 市域及び都市計画区域の変遷

高松市では、平成 17 年度に近隣 6 町（塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町）と合併しました。

また、平成 12 年の都市計画法の改正に伴い、16 年に線引き（市街化区域と市街化調整区域に区分する制度）廃止及び都市計画区域を拡大・編入しました。

(2) 低密度な市街地の形成

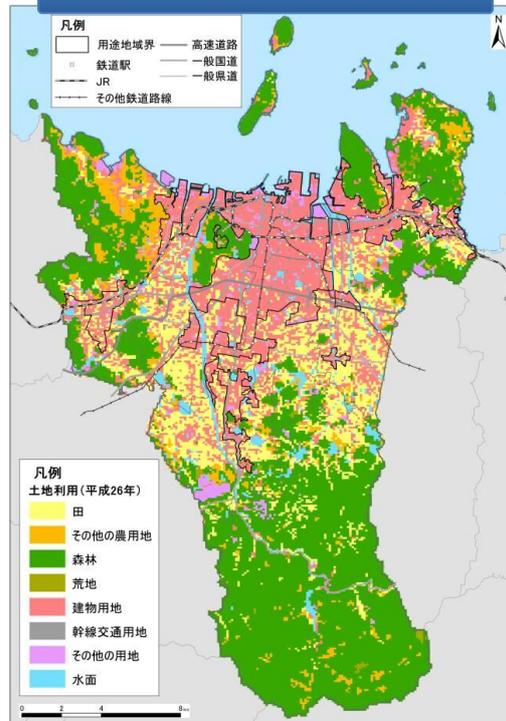
線引き制度の廃止後、旧市街化調整区域への居住・商業施設等の立地が顕著となり、田園地帯での無秩序な宅地化が進んでいます。こうした低密度で拡散型の市街地が広がることは、自動車への依存による環境負荷の増加や中心市街地の空洞化を始め、今後の人口減少、少子超高齢化の進展もあいまって、地域全体としての魅力や活力が低下していくことが懸念されます。



【 市町村合併状況図 】



【土地利用の状況（平成 26 年）】



出典：国土数値情報



(3) 都市計画制度の見直しと推進計画の策定

(1)、(2) のとおり、市域及び都市計画区域が変遷したことや低密度な市街地が形成されたことから、拠点外への都市機能の拡散に歯止めをかけ、田園環境を保全し、様々な都市機能が集約拠点到コンパクトに集積し、誰もが暮らしやすい持続可能なまちを目指して、拠点外の土地利用規制の見直しを柱とする都市計画制度を、平成 23 年 12 月 1 日から施行しています。これらを踏まえ、25 年 2 月に「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を策定しました。

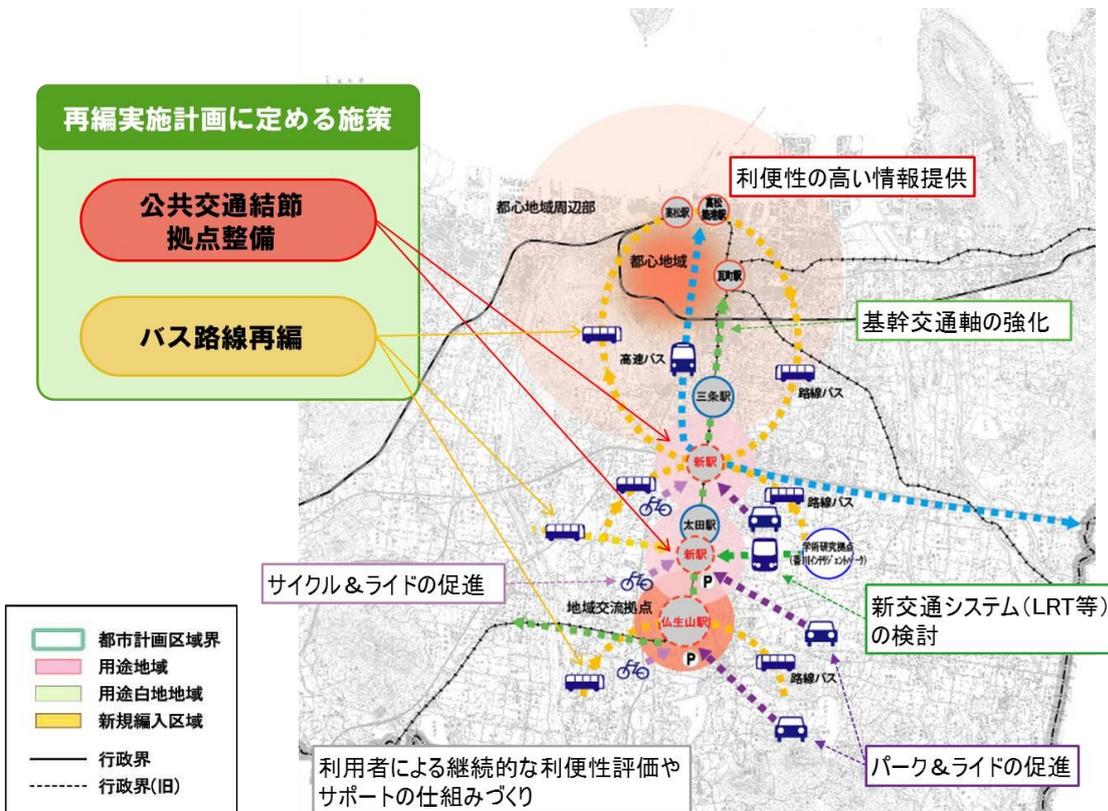
2.2 計画改定の背景

(1) 高松市地域公共交通網形成計画の策定

平成 26 年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、高松市地域公共交通網形成計画を策定しました。

本格的な人口減少社会において、地域社会を維持し活力あるものとするため、コンパクトで公共交通を基軸とするまちづくりを推進することを目的としています。

推進計画の見直しに当たっては、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づくまちづくりの視点を盛り込む必要があります。

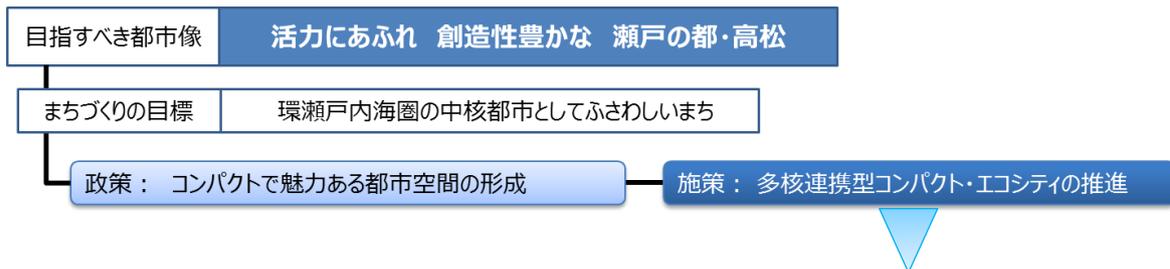




(2) 第6次高松市総合計画の策定

第6次高松市総合計画においては、コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るため、人口減少、少子・超高齢社会においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、地域における拠点性の確保を図るなど、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の推進に努めることとしています。

【第6次高松市総合計画施策体系における位置付け】



1) 適正な土地利用の推進

計画的な市街地の形成を図るため、居住機能や福祉・医療・商業等の都市生活を支える機能や業務機能等の適正な配置に向けた、具体的で効果的な規制・誘導策の検討とその実施に取り組みます。

2) 集約拠点における都市機能集積

地域交流拠点となっている仏生山地区における新病院を核としたまちづくりを推進するほか、集約拠点への都市機能の誘導を図るなど、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組みます。

(3) 高松市都市計画マスタープランの改定

都市計画マスタープランは都市計画の基本的な方針を示すものであり、平成20年の策定以降、第6次高松市総合計画の策定を始め、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画の制度化等の情勢変化に対応しつつ、本市の目指す魅力的な都市づくりを展開すべく、29年8月に改定しました。

改定の中では、土地利用の基本方針として、多様な都市機能の集積立地や生活サービス機能の維持・確保を図ることや、中央連携軸の設定や公共交通軸にバス路線再編の方向性を追加するなど、コンパクト・プラス・ネットワークの構築に向けた取組を推進することとしています。

(4) 高松市立地適正化計画の策定

平成26年の都市再生特別措置法の改正により、都市全体の観点から居住機能や都市機能（医療・福祉・商業等）の立地の適正化を図る制度が創設されたことに伴い、本市においては30年3月に高松市立地適正化計画を策定しました。

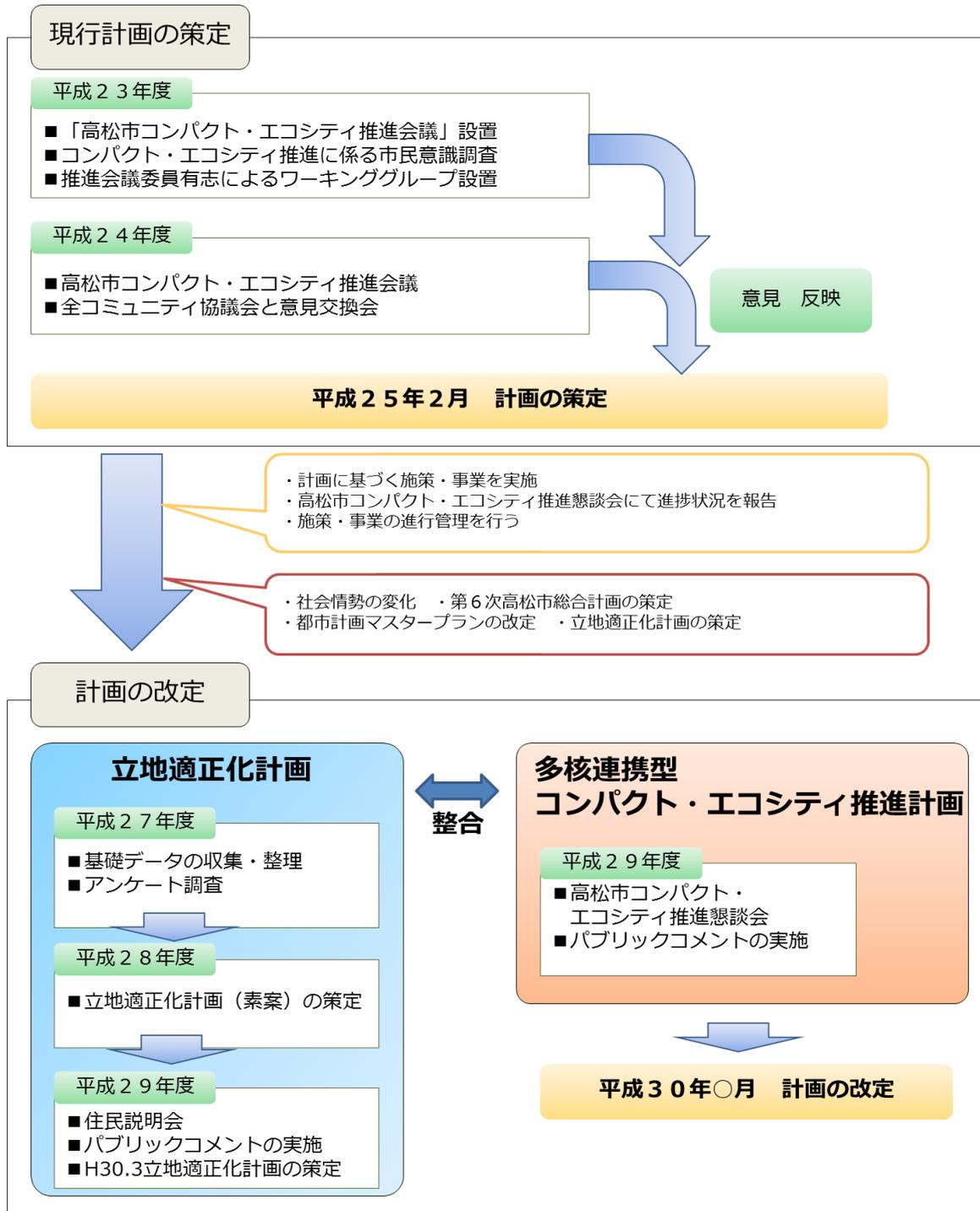
立地適正化計画は、都市計画区域内を対象とするもので、誘導区域内におけるまち



づくりの方向性を示しています。このため、推進計画においても、立地適正化計画におけるまちづくりの基本的な考え方と整合を図るため、見直しを行う必要が生じました。

なお、推進計画では、誘導区域外を含む市域全域のまちづくりの方向性や具体的な施策・事業について掲載することとします。

2.3 計画策定及び改定の流れ





3. コンパクト・エコシティの推進に関する現況と課題

3.1 現況と課題

コンパクト・エコシティの推進に関する現況と課題については、高松市立地適正化計画において示している、市域全域における人口データ分析結果や土地利用の動向、公共交通網の状況及びそこから導かれる課題を踏襲し、推進計画における本市の現況と課題として位置付けます。

	現状と将来見通し
人口	<ul style="list-style-type: none"> ●人口は平成 27 年まで増加するも、今後、減少に転じる見込み ●高齢化率が上昇する一方で、生産年齢人口は減少 ●D I D 区域は面積拡大、人口増加ながら、人口密度は低下傾向 ●用途地域縁辺で人口増加、その主要因は市内近隣からの転居 ●市外転入者は、ことでん琴平線沿線を中心に幅広い地域に転入
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和 51 年から平成 26 年の土地利用の状況は建物用地が大きく拡大 ●開発許可、建築確認、農地転用は、用途地域外で顕著 ●市街地の拡大・低密度化、特に、道路・下水道等都市基盤が脆弱な用途地域縁辺部で人口増加 ●空き家は、中心市街地及び用途地域内に多く分布し、今後も増加する見込み
立地	<ul style="list-style-type: none"> ●医療施設、商業施設、幼稚園・保育所、郵便局・銀行は、施設によって一部疎となるものもあるが、ほぼ市域全域をカバー ●人口減少等によりこれらの生活利便施設の撤退、サービス低下が危惧
交通	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通利用者は減少傾向 ●鉄道、バスとも市の中心部を中心に放射状に運行 ●人口減少等により公共交通の維持、確保が困難となるおそれ
災害	<ul style="list-style-type: none"> ●急傾斜地崩壊危険箇所及び浸水想定区域等が市街地に分布 ●浸水対策については、堤防等の港湾施設や下水道施設等の整備・維持保全、市民への意識啓発に取り組み、安全を確保
財政	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保障費の増嵩、公共施設修繕・再整備費が大幅増加見込み ●生産年齢人口減少に伴う市税収入低下、厳しい財政状況継続

本市の課題

①市民の生活利便性の維持・確保

- 人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持、確保



②公共交通の維持・充実

- 高齢者等の公共交通等移動手段の確保
- 居住や生活サービス機能と連携した公共交通ネットワークの構築



③都市活力の維持・向上

- 中心市街地や各地域の中心地における都市機能の集積
- 人口減少対策として居住の誘導
- 空き家対策の推進



④地域の暮らしやすさの向上

- コミュニティの再生と強化
- 地域包括ケアの構築
- 防災、減災対策の推進



⑤都市経営の効率化

- 公共施設等の統廃合・長寿命化、既存ストックの活用などによる財政負担の軽減
- 市街地の郊外への拡大抑制

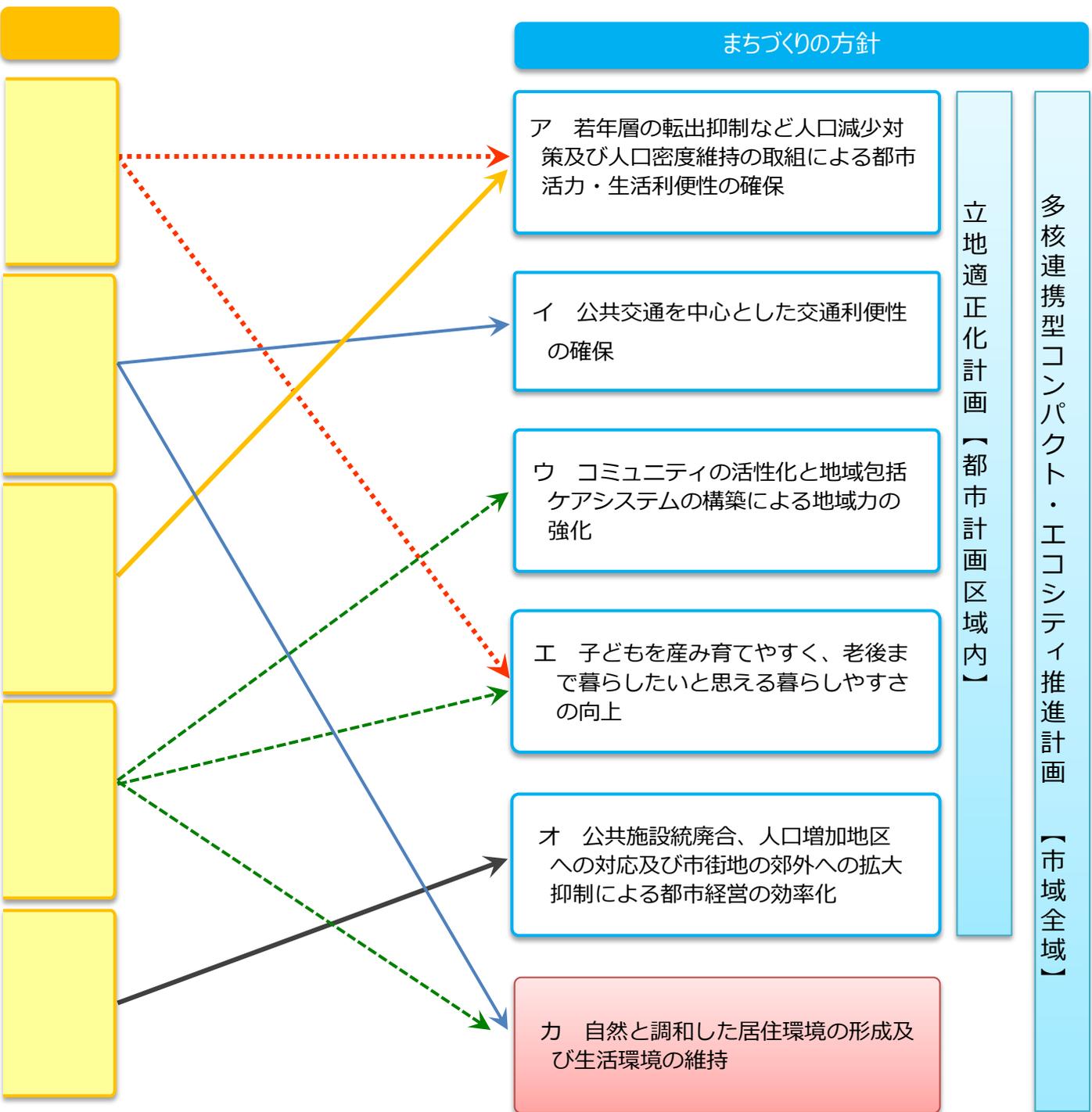


【引用：高松市立地適正化計画】



3.2 課題解決のためのまちづくりの方針

「3.1 現況と課題」で整理した課題に対応するため、交通・医療・福祉、子育て、商業、防災、コミュニティなど広い視点に立ち、高松市立地適正化計画で定めたア～オのまちづくりの方針に、「カ 自然と調和した居住環境の形成及び生活環境の維持」を加え、推進計画のまちづくりの方針とします。



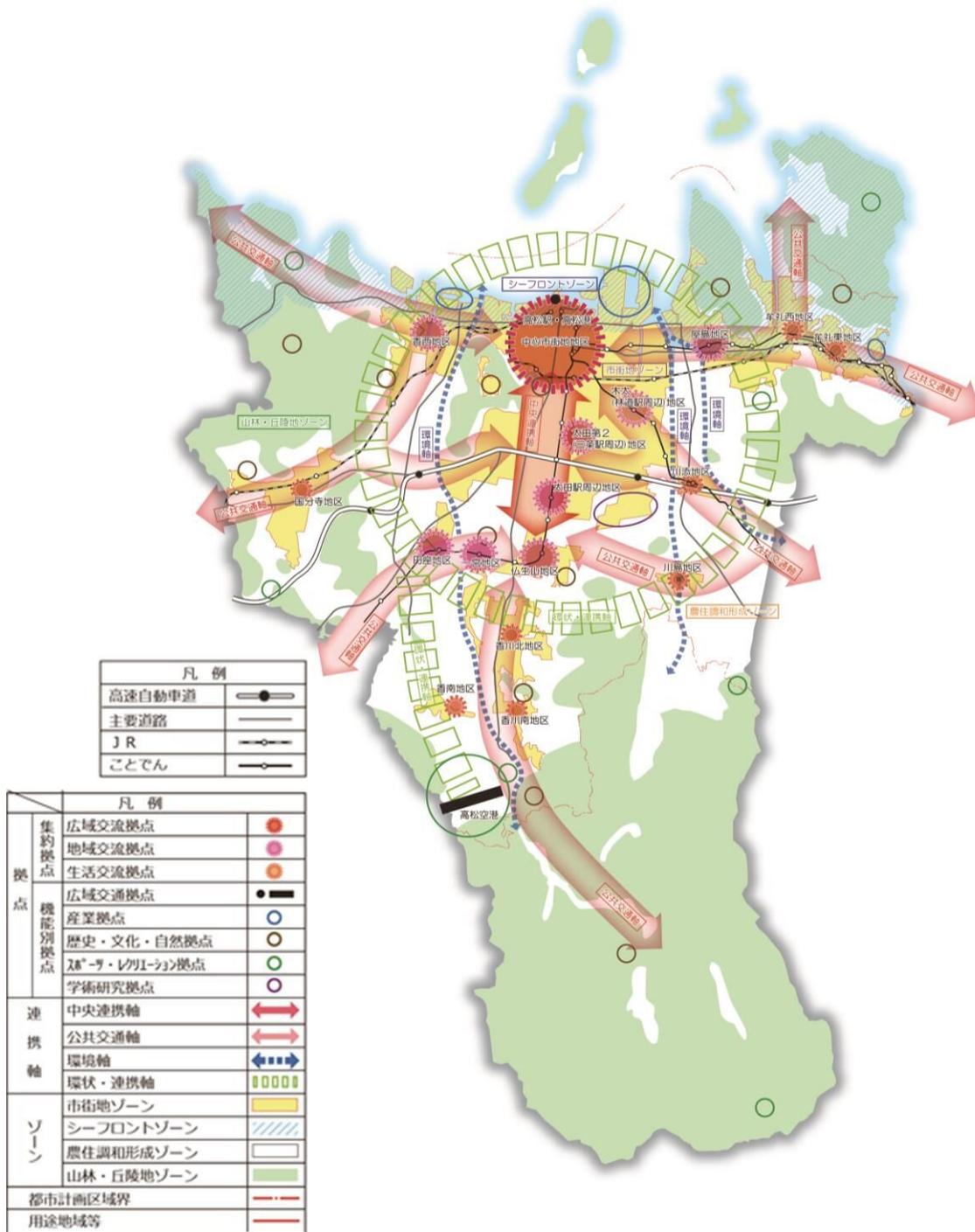


4. 目指す将来都市構造

本市では、高松市都市計画マスタープランで、目指す将来都市構造を「多核連携型コンパクト・エコシティ」としています。

目指す将来都市構造 = 多核連携型コンパクト・エコシティ

集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指します。

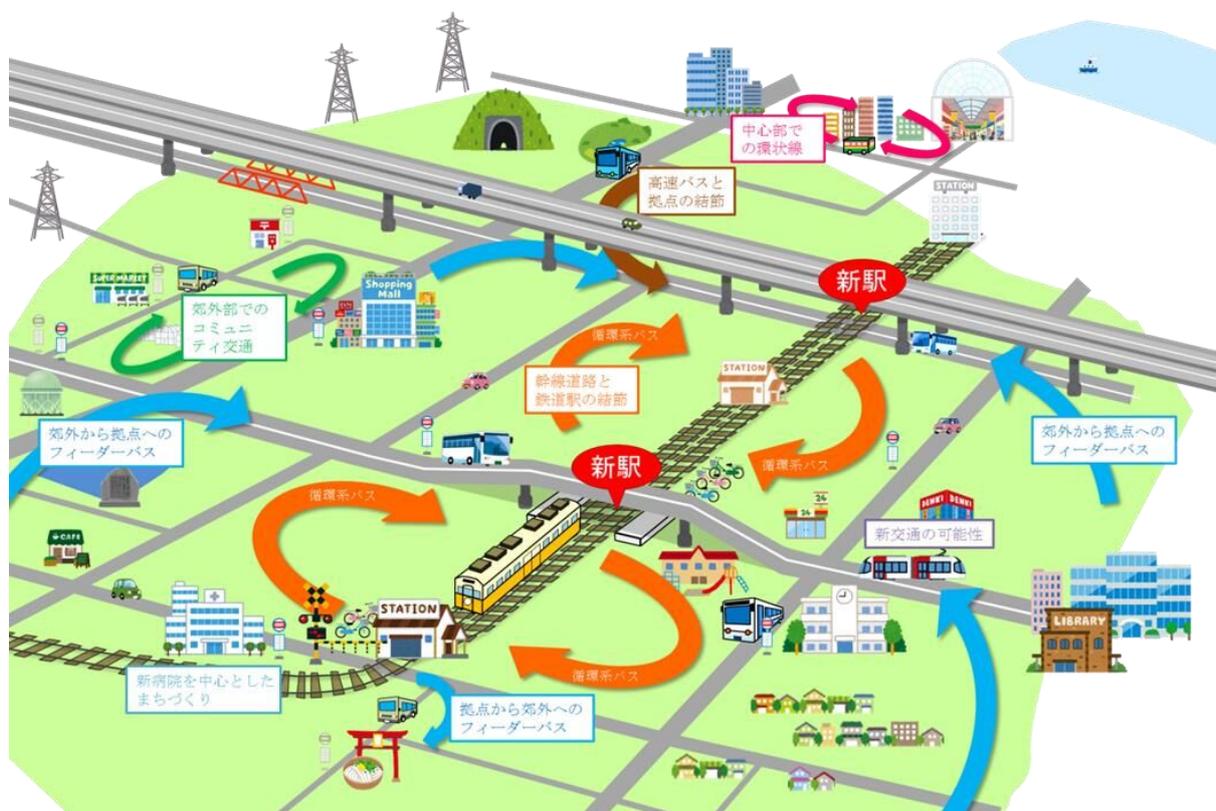




本市では、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けて、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域の活力を維持するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、コンパクト・プラス・ネットワークの考えの下、公共交通と連携して、持続可能なまちづくりを進めています。

将来の人口動向等を見据え、効率的・持続的なサービスの提供のために、公共交通ネットワークの再構築が必要で、そのイメージは下記のとおりです。

【公共交通ネットワーク再構築のイメージ】



持続可能な公共交通ネットワークとは、本市の強みである鉄道を基軸として、バス路線をアクセスさせるものであり、現在、鉄道と幹線道路の交差部に、新たな交通結節拠点として鉄道新駅を整備するとともに、再編したバス路線を繋ぐ事業を進めています。

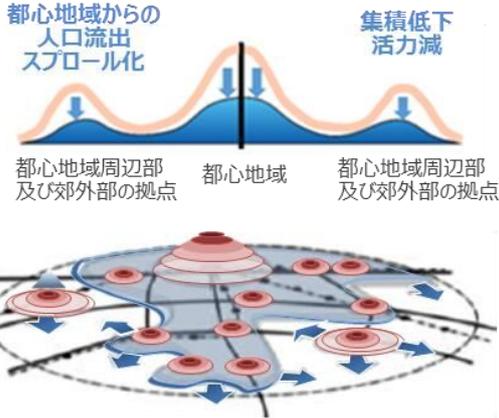
公共交通の維持・確保は、多くの自治体に課せられた課題であり、本市の鉄道を基軸とした公共交通ネットワークの再構築に向けた総合的な取組は、持続可能なまちづくりに繋がると考えています。



【参考】コンパクトで持続可能なまちのイメージ

低密度な拡散型の都市構造

都心や郊外部の拠点の密度の低下により都市機能がうすく広がったまちが形成



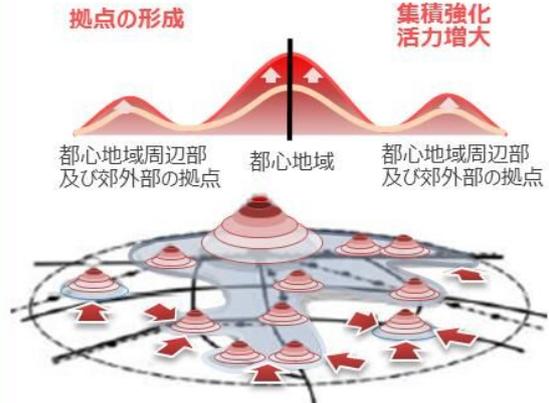
低密度で人口減少が進んだまちで想定される課題

- このまま人口減少が進むと**
空き地や空き家が増える
- このまま人口減少が進むと**
公共交通の利用者が減り、サービスが低下する
- このまま人口減少が進むと**
商店街の利用者が減り、店舗が縮小・撤退、まちの活気が失われる
- このまま人口減少が進むと**
税収が減り、市の財政状況が悪化する

郊外への人口流出、スプロール化の進行、さらには自動車交通への依存による公共交通機関の弱体化が散見されるなど「うすく広がったまち」は、生活水準・魅力が低下し、まちから人や企業が離れ、結果的に衰退していきます。

集約型の都市構造

集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能なまち



持続可能な集約構造のまちのイメージ

- 持続可能なまちでは**
商店街では、多くの人が歩き、活気にあふれる
- 持続可能なまちでは**
公共交通の利用者が増え、サービスが向上する
- 持続可能なまちでは**
子育て世代や高齢者が元気にまちに出て活動する
- 持続可能なまちでは**
行政サービスの集約・再編等により都市経営が効率化する

「コンパクトで持続可能なまち」は、効率的な投資によるまちづくりが展開でき、高齢者を含めた多くの人々が活動しやすく、人や企業が集まる、魅力あるまちが形成されるとともに、市民の地域愛着や公共性の醸成が期待できます。



5. 区域区分とまちづくりの基本方針

5.1 区域区分設定の考え方

高松市都市計画マスタープランでは、「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指す将来都市構造と位置付けていることから、都市計画区域内において用途地域が指定され市街地を形成している地域を集約拠点と位置付けています。

【都市計画マスタープランにおける集約拠点】

集約拠点	拠点の地区名
広域交流拠点	・ 中心市街地地区
地域交流拠点	・ 木太（林道駅）地区 ・ 太田第2（三条駅周辺）地区 ・ 太田駅周辺地区 ・ 仏生山地区 ・ 一宮地区 ・ 円座地区 ・ 屋島地区 ・ 香西地区
生活交流拠点	・ 牟礼東地区 ・ 牟礼西地区 ・ 川添地区 ・ 川島地区 ・ 国分寺地区 ・ 香川南地区 ・ 香川北地区 ・ 香南地区

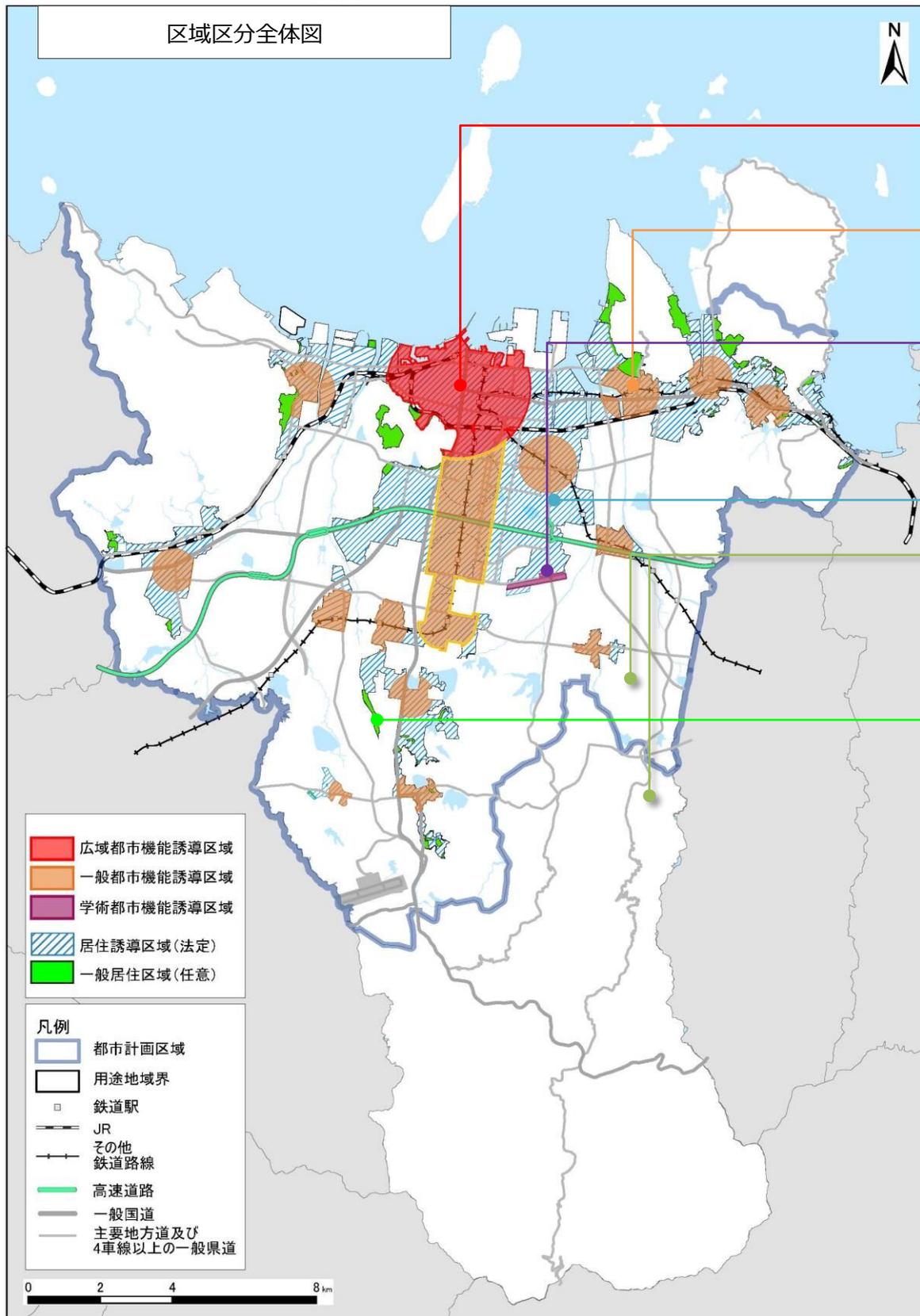
立地適正化計画においては、都市計画マスタープランに示される集約拠点において、都市の活力を支える「都市機能誘導区域」を設定し、都市機能の誘導を図ることとしており、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性を備えたものから、居住に近い地域で利便性の高いサービスを受けるための身近な都市機能まで、地域の特性に応じて設定しています。

また、現在一定以上の人口集積があり、今後も増加が見込まれる区域、既に道路や公園、下水道の都市基盤が整備されている区域、生活サービス機能の集積があり、公共交通ネットワークの利便性が高い区域を「居住誘導区域」として設定し、居住の誘導を図ります。

上記2つの区域以外にも、旧合併町の拠点となっていた集落等が点在し、市民の生活や農業等が営まれ、地域の文化・歴史が育まれている区域があります。これらの区域では、地域の特性を生かし、自然と調和した、将来にわたっても住み続けられるまちを目指し、集約拠点等との公共交通等のネットワークを構築することで誘導区域内外での連携・関係性を深め、市域全体として持続可能なまちづくりを進めるものとしします。

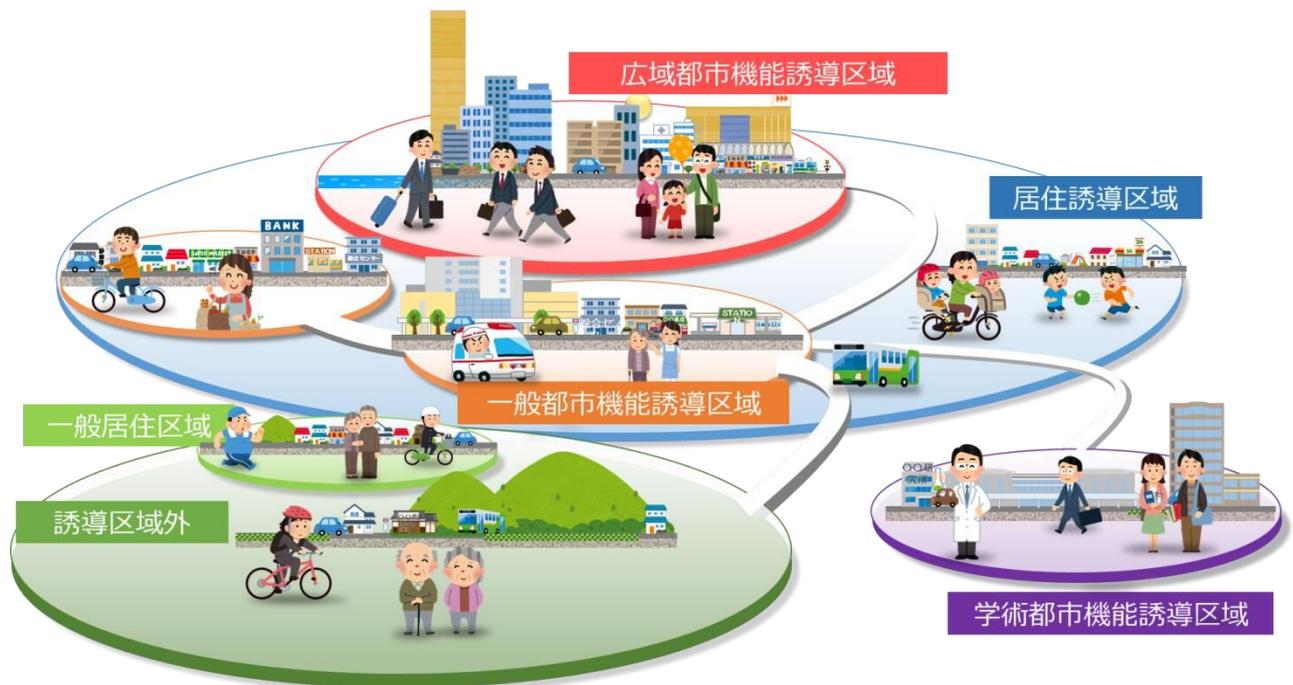


5.2 区域区分とまちづくりの基本方針





		区域設定	まちづくりの基本方針	拠点区分
居住誘導区域	都市機能誘導区域	広域都市機能誘導区域	環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、広域的な役割をもった都市機能の維持・誘導を図ります。	広域交流拠点
		一般都市機能誘導区域	居住に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図ります。	地域交流拠点 生活交流拠点
		学術都市機能誘導区域	研究開発や新規産業創出の拠点として、学術・研究等の都市機能の維持・誘導を図ります。	学術研究拠点
		居住誘導区域	人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持、確保を通じ、暮らしやすさの向上を図ります。	-
	誘導区域外	一般居住区域	・コミュニティ等の自主自立的な活動等に支えられ、恵まれた自然と調和した、地域の豊かさを感じられるまちを目指します。 ・公共交通や幹線道路等の生活を支えるインフラを確保し、将来にわたり住み続けられる生活環境を維持します。	-





5.3 各区域の考え方

「5.2 区域区分とまちづくりの基本方針」で示したまちづくりの基本方針に基づき、各区域の考え方を下記のように定めます。

(1) 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

これらの都市機能は、民間による生活サービス施設の立地を中心に形成されることから、都市機能を誘導する区域を事前に明示するとともに、誘導施策を展開することで、民間の事業者や住民を中心拠点や生活拠点に緩やかに誘導し、持続可能なまちを目指すものです。

■ 広域都市機能誘導区域

中心市街地を環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図ります。併せて、都心での居住や定住へ向けた日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図ります。

設定する区域は、都市計画マスタープランに示される広域交流拠点を広域都市機能誘導区域とします。



■ 一般都市機能誘導区域

居住地に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図ります。また、中心市街地からことでん仏生山駅までの中央連携軸（公共交通軸の基幹的役割と駅周辺のまちづくりを兼ね備えた軸）も一般都市機能誘導区域とします。





学術都市機能誘導区域

学術研究拠点である香川インテリジェントパークを、研究開発や新規産業創出の拠点として、技術・情報・文化等の都市機能の維持・誘導を図ります。

設定する区域は、都市計画マスタープランに示される学術研究拠点を学術都市機能誘導区域とします。



(2) 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことで。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用のほか、交通や財政の現状及び将来見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきであるとされています。

居住誘導区域

本市では、現在一定以上の人口集積があり、今後も増加が見込まれる区域、既に道路や公園、下水道等の都市基盤が整備されている区域、生活サービス機能の集積があり、公共交通ネットワークの利便性が高い区域を居住誘導区域に設定し、人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持、確保を通じ、暮らしやすさの向上を図ります。





(3) 誘導区域外

都市機能誘導区域や居住誘導区域に設定されなかった区域では、コミュニティ等の自立自主的な活動等に支えられ、恵まれた自然と調和した、地域の豊かさを感じられるまちを目指します。

また、公共交通や幹線道路等の生活を支えるインフラを確保し、将来にわたり住み続けられる生活環境を維持します。



一般居住区域

誘導区域外のうち、下水道など現在も良好な都市基盤が確保されている区域は一般居住区域とし、今後とも良好な都市基盤を保全します。





6. 施策の体系

「5.2 区域区分とまちづくりの基本方針」に沿って、「1. 都市機能・生活機能の集約・強化～7. 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持」までの施策の方針の下、施策を定め、下記のとおり、施策の体系を示します。

【施策体系】

誘導施策の区分	施策の方針	施策
1 都市機能の誘導を図るための施策	1.都市機能・生活機能の集約・強化	①都市機能の誘導や高質化
		②中心市街地の魅力の強化
2 居住の誘導を図るための施策	2.居住人口の維持・誘導	③定住人口の維持・誘導
		④選ばれる地域づくりの推進
3 誘導区域外の施策	3.地域の暮らしやすさの向上	⑤良好な居住環境の創出
		⑥人との繋がりのある地域づくりの推進
	4.公共交通ネットワークの再編	⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築
		⑧公共交通の利便性の向上
	5.都市経営の効率化	⑨効率的で効果的な行財政運営の推進
6.市街地拡大の抑制	⑩土地利用の適正化	
	⑪市街地の有効活用	
7.誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持	7.誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持	⑫拠点との連携の確保
		⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持

また、1～7の施策の方針について、実施する誘導施策の区分を下記のとおりとします。

1	都市機能の誘導を図るための施策	施策の方針	1～5
2	居住の誘導を図るための施策	施策の方針	2～6
3	誘導区域外の施策	施策の方針	3～7



7. 施策に基づく取り組むべき内容

「6. 施策の体系」で整理した施策について、取り組むべき内容を示します。

1 都市機能・生活機能の集約・強化

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

① 都市機能の誘導や高質化

都市再生整備計画（仏生山地区）のほか、「都市再構築戦略事業」や「都市機能立地支援事業（民間補助）」の導入を検討し、医療・福祉・商業など、各拠点の特性に応じた都市機能について、民間活力も活用しながら、維持・誘導を図ります。

② 中心市街地の魅力の強化

中心市街地活性化事業の活用など、中心市街地の賑わい向上に資する効果的な支援を実施し、広域交流拠点としての都市機能の集約・強化を図ります。

2 居住人口の維持・誘導

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

③ 定住人口の維持・誘導

空き家バンク制度や空き家改修補助事業などの既存ストックの活用や、定住に向けたインセンティブを設定するなど、定住人口の維持・誘導を図ります。

④ 選ばれる地域づくりの推進

地域の特性に応じた魅力の向上により、若者や子育て世代などから選ばれる、移り住みたい地域づくりを推進します。



3 地域の暮らしやすさの向上

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑤良好な居住環境の創出

地震・津波対策海岸堤防等整備計画や公園整備事業などの推進により、誰もが安全で安心して健やかに暮らせる魅力的な環境を創出します。

⑥人との繋がりのある地域づくりの推進

地域コミュニティの再生と、地域包括ケアシステムなどの強化を進め、あらゆる世代の人が地域で暮らしやすい環境を構築します。

4 公共交通ネットワークの再編

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築

新駅整備事業や複線化事業等の鉄道幹線軸強化を始めとし、これらの結節を基本としたフィーダー系統などのネットワークの再構築を図ります。

⑧公共交通の利便性の向上

交通系 IC カードを利用した乗り継ぎ割引などの公共交通の利便性の向上による利用促進を図ります。

5 都市経営の効率化

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑨効率的で効果的な行財政運営の推進

ファシリティマネジメント推進事業を始めとする既存公共施設の有効活用などによる行財政運営の適正化に努めます。

既存事業の集約再編などによる行政サービスの効率化を図ります。



6 市街地拡大の抑制

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑩土地利用の適正化

都市機能や居住、農地利用など、目指すべき都市の骨格構造に即した土地利用を推進し、居住環境を維持します。

⑪市街地の有効活用

中心市街地等の未利用地や既存ストックを活用し、生活利便性が高いエリアへ居住を誘導することにより、市街地拡大を抑制します。

7 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑫拠点との連携の確保

集約拠点等の都市機能の利便性を享受できる、公共交通ネットワークを維持・確保します。

⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持

コミュニティ交通構築に加え、自然と調和した豊かな地域の特長を生かしながら、小さな拠点事業を活用することにより、住み続けられる地域運営の仕組み構築を支援します。



8. 実現に向けて

8.1 コンパクト・エコシティ推進事業

コンパクト・エコシティを推進していくために実施していく事業を、施策ごとに記載します。

【実施区域】	
広域都市機能誘導区域 ⇒	広域
一般都市機能誘導区域 ⇒	一般
学術都市機能誘導区域 ⇒	学術
居住誘導区域 ⇒	居住
誘導区域外 ⇒	区域外

【着手時期】	
前期 ⇒	2020年度までに着手するもの
中後期 ⇒	2021年度以降に着手するもの

1 都市機能・生活機能の集約・強化

① 都市機能の誘導や高質化

事業名	実施区域	着手時期
総合センター整備事業	一般	前期
新病院を核としたまちづくり推進事業（北側エリア整備事業）	一般	前期
民間活力を活用した公有地活用による都市機能強化	広域 一般	中後期
誘導施設立地の支援	広域 一般 学術	中後期
地域包括支援センター・保健センター・出先機関の統合	一般	前期
街路事業の推進	広域 一般 学術 居住 区域外	前期
地域交流拠点における新病院整備事業	一般	前期

② 中心市街地の魅力の強化

事業名	実施区域	着手時期
空きオフィス、空きビル活用の推進	広域	中後期
中心市街地南部エリアの活性化	広域	前期



まちなかループバスの維持・改善	広域	前期
高松市中央商店街空き店舗活用支援事業	広域	前期
新県立体育館整備関連事業	広域	前期
市街地中心部の自転車等駐車場整備事業	広域	前期
高松丸亀町商店街再開発事業	広域	前期
レンタサイクル事業	広域	前期
自転車利用環境整備事業（五番町西宝線自転車道整備）	広域	前期

2 居住人口の維持・誘導

③ 定住人口の維持・誘導

事業名	実施区域	着手時期
空き家等を利用した居住誘導の推進	居住	前期
カーシェアリングによる居住誘導の促進	居住	中後期
居住誘導のインセンティブ施策の推進	居住	前期
多世代のまちづくり推進事業	居住	中後期

④ 選ばれる地域づくりの推進

事業名	実施区域	着手時期
移住・定住の促進	居住 区域外	前期
UIターン者の住宅支援	居住	中後期
「気持ち高まる、高松。」シティプロモーション事業	居住 区域外	前期
MICE 振興事業	広域 一般 学術 居住 区域外	前期



3 地域の暮らしやすさの向上

⑤ 良好な居住環境の創出

事業名	実施区域	着手時期
老朽危険空き家対策事業	居住 区域外	前期
社会福祉施設等の整備の推進	居住	前期
障害者福祉施設等整備の推進	居住	前期
高齢者福祉施設等整備の推進	居住	前期
地域密着型サービス事業所等整備の推進	居住	前期
津波・高潮関連整備事業	居住 区域外	前期
生垣設置及び環境保全緑化助成事業	居住	前期
身近な公園整備事業	居住 区域外	前期
合併処理浄化槽設置整備事業	居住 区域外	前期
污水施設整備事業	居住	前期
浸水対策施設整備事業	広域 居住	前期
街路事業の推進【再掲】	居住 区域外	前期

⑥ 人との繋がりのある地域づくりの推進

事業名	実施区域	着手時期
生涯活躍のまちづくりの推進	居住 区域外	前期
地域まちづくり交付金	居住 区域外	前期
コミュニティセンター整備事業	居住 区域外	前期
地域交流センター整備事業	一般	前期
空き家利活用の推進	居住 区域外	中後期
生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業	居住 区域外	前期



4 公共交通ネットワークの再編

⑦ 持続可能な公共交通ネットワークの再構築

事業名	実施区域	着手時期
基幹交通軸の強化	一般	前期
交通結節拠点の整備（新駅の整備を含む）	一般	前期
新交通システム（LRT 等）の導入検討	広域 一般 學術 居住	中後期
バスネットワークの再編	広域 一般 學術 居住 区域外	前期

⑧ 公共交通の利便性の向上

事業名	実施区域	着手時期
交通系 IC カードの利用の拡大、活用	広域 一般 學術 居住 区域外	前期
サイクル&バスライドの促進	広域 一般 學術 居住	前期
サイクル&ライドの促進	広域 一般	前期
バスサービス水準の向上	広域 一般 學術 居住 区域外	前期
バリアフリー化の推進	広域 一般 學術 居住 区域外	前期
パーク&バスライドの促進	一般 學術 居住	前期
パーク&ライドの促進	一般 居住	前期
まちなかループバスの維持・改善【再掲】	広域	前期



5 都市経営の効率化

⑨ 効率的で効果的な行財政運営の推進

事業名	実施区域	着手時期
地域行政組織の再編	広域 一般 居住 区域外	前期
ファシリティマネジメント推進事業	居住 区域外	前期
市営住宅長寿命化等の推進	居住 区域外	前期
学校施設の長寿命化	居住 区域外	前期
地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合【再掲】	一般	前期

6 市街地拡大の抑制

⑩ 土地利用の適正化

事業名	実施区域	着手時期
たかまつ農業ICT導入活用支援事業	区域外	前期
居住誘導区域外の土地利用の適正化	区域外	前期
居住誘導区域外の開発行為の適正化	区域外	前期
農地転用規制の厳格化	区域外	前期
優良農地確保対策事業	区域外	前期

⑪ 市街地の有効活用

事業名	実施区域	着手時期
まちなかへの定住促進	広域	前期



7 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持

⑫ 拠点との連携の確保

事業名	実施区域	着手時期
地域と連携した移動手段の確保	区域外	前期
移動販売参入助成事業	区域外	前期

⑬ 豊かな自然と調和した生活環境の維持

事業名	実施区域	着手時期
地域おこし協力隊の有効活用	区域外	前期
小さな拠点づくりの推進	区域外	中後期
生涯活躍のまちづくりの推進【再掲】	居住 区域外	前期
地域まちづくり交付金【再掲】	居住 区域外	前期
老朽危険空き家対策事業【再掲】	居住 区域外	前期
空き家利活用の推進【再掲】	居住 区域外	中後期
生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業【再掲】	居住 区域外	前期
学校施設の長寿命化【再掲】	居住 区域外	前期
優良農地確保対策事業【再掲】	区域外	前期



8.2 評価指標と目標値

計画の適切な進行管理のために設定する、各施策の評価指標等については、下記のとおりです。

【評価指標と目標値】

1 都市機能・生活機能の集約・強化

施策名	指標名	指標の説明	都市機能誘導区域			現状値 H28(2016)	目標値 (2028)		
			広域	広域交流 拠点	都心地域				
① 都市機能の誘導や高質化	都市機能誘導区域内の誘導施設の立地率 (%)	(現状) 誘導施設の種類 / (全体) 誘導施設の種類の種類	一般	地域交流 拠点	木太地区	100%(5/5)	100%		
					太田第2地区	100%(5/5)			
					太田地区	100%(5/5)			
					仏生山地区	88%(7/8)			
					中央連携軸	100%(5/5)			
					一宮地区	100%(5/5)			
					円座地区	80%(4/5)			
					屋島地区	80%(4/5)			
					香西地区	100%(7/7)			
					生活交流 拠点	牟礼東地区		57%(4/7)	
						牟礼西地区		80%(4/5)	
						川添地区		100%(5/5)	
						川島地区		100%(7/7)	
						国分寺地区		100%(7/7)	
						香川南地区		71%(5/7)	
						香川北地区		60%(3/5)	
						香南地区		20%(1/5)	
					学術	学術研究 拠点		香川インテリジェントパーク	100%(3/3)

施策名	指標名	指標の説明	現状値 H28(2016)	目標値 (2028)
② 中心市街地の魅力の強化	中央商店街の歩行者通行量 (人)	中央商店街の歩行者通行量 (休日、15 地点)	130,566 人 (H28)	133,000 人



2 居住人口の維持・誘導

施策名	指標名	指標の説明	現状値 H28(2016)	目標値 (2028)
③定住人口の維持・誘導	居住誘導区域内の人口密度(人/ha)	居住誘導区域内の人口密度	46.4人/ha ※H29.1.1時点の数値	人口減少下においても、現状維持(46.4人/ha)
④選ばれる地域づくりの推進	居住誘導区域内の社会増(人)	居住誘導区域内の1年間の(転入-転出)人口(市内間の転居含む)	△502人 ※H28.1.1~H28.12.31	700人

3 地域の暮らしやすさの向上

施策名	指標名	指標の説明	現状値 H28(2016)	目標値 (2028)
⑤良好な居住環境の創出	居住誘導区域内からの転居及び転出率(%)	居住誘導区域内の人口のうち、区域内からの転居及び転出人口の割合	4.61% ※H28.1.1~H28.12.31	4.48%
⑥人との繋がりのある地域づくりの推進	住民主体によるサービスを提供している地区の割合(%)	地域福祉ネットワーク会議が設置され、かつ、住民主体によるサービスB(訪問型又は通所型)を提供している地区の割合	13.6% (H29.10)	100%

4 公共交通ネットワークの再編

施策名	指標名	指標の説明	現状値 H28(2016)	目標値 (2028)
⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築	交通結節拠点におけるバス路線の結節数(都心部を除く)(路線)	交通結節拠点となる鉄道駅に、結節させるバス路線総数(都心部を除く)	3路線 (H28)	18路線 (H40)
⑧公共交通の利便性の向上	公共交通機関利用率(%)	本市の人口のうち、公共交通機関利用者数の割合	14.7% (H28)	17.3% (H40)

5 都市経営の効率化

施策名	指標名	指標の説明	現状値 H29(2017)	目標値 (2028)
⑨効率的で効果的な行財政運営の推進	行政組織再編後の総合センター窓口事務量増加率(%)	総合センター移行前から移行後の窓口事務量(所要時間)増加率	112.5%※ ※H29.2~H29.7の数値	133.8%

**6 市街地拡大の抑制**

施策名	指標名	指標の説明	現状値 H28(2016)	目標値 (2028)
⑩土地利用の適正化	居住誘導区域外の開発許可面積比率 (%)	都市計画区域内における居住誘導区域外の面積のうち、開発許可面積の割合	0.18%	0.07%
⑪市街地の有効活用	中心市街地の居住人口の割合 (%)	中心市街地活性化エリア内の人口の割合	4.8%	5.1%

7 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持

施策名	指標名	指標の説明	現状値 H28(2016)	目標値 (2028)
⑫拠点との連携の確保	地域と連携したコミュニティバスの路線数	地域と連携したコミュニティバスの路線数	1 路線	8 路線
⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持	農地中間管理事業等による担い手への農地集積率	市内耕地面積のうち、農業の担い手(認定農業者、集落営農組織など)が耕作する面積の割合	20.6%	40%

なお、2028年度の目標値については、今後の社会情勢の変化や施策・事業の状況を踏まえ、計画の見直しの際に、必要に応じて見直しを行うこととします。



8.3 コンパクト・エコシティの実現に向けた段階的展開

(1) 進行管理

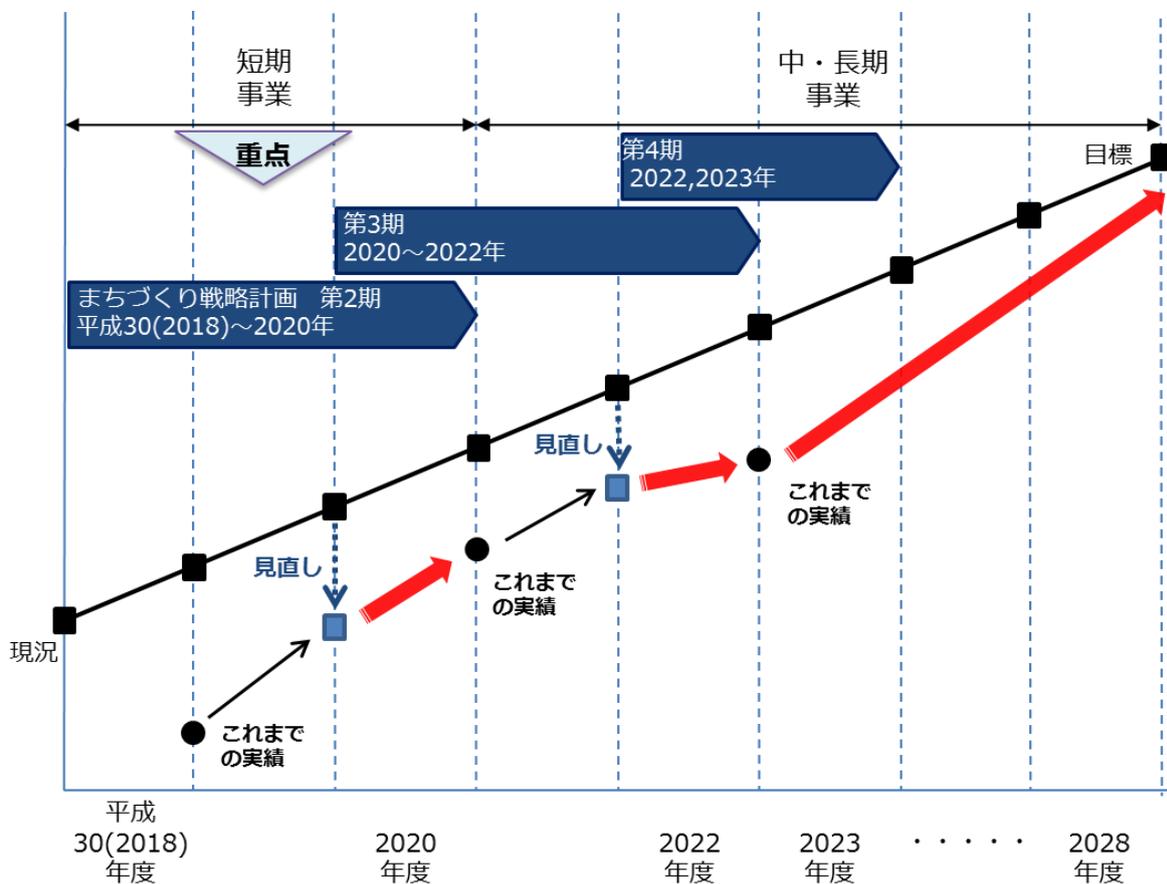
コンパクト・エコシティを推進していくためには、下記の図に示すようにPDCAサイクルを活用し、取組を段階的に発展させながら展開していきます。

- P 計画・・・推進計画の改定、目標値(指標)の設定
- D 実施・・・推進計画に基づく施策、事業の実施
- C 評価・分析・・・定期的な評価・分析による課題の把握
- A 見直し・・・課題解決に向けた推進計画内容等の見直し



(2) まちづくり戦略計画との整合

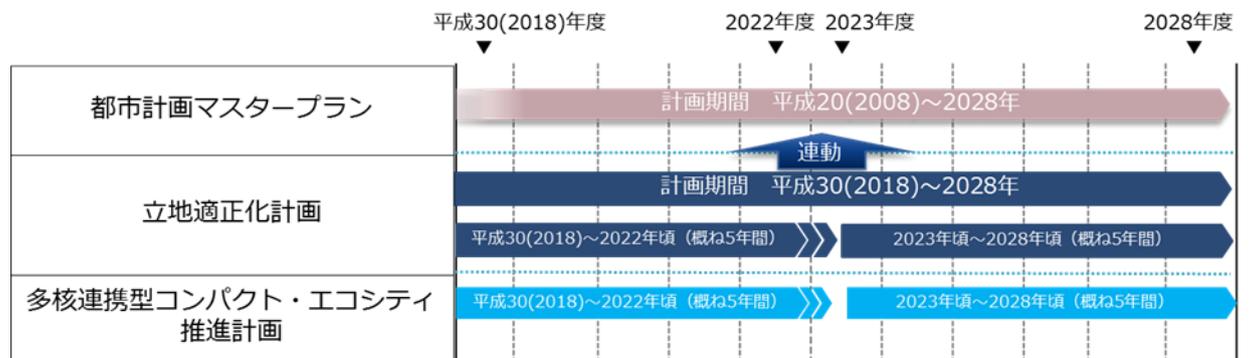
計画を段階的に展開していくためには、本計画に基づく方針に沿って、第6次高松市総合計画の基本構想に掲げる本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現するべく、主要な施策・事業等について、平成30(2018)年度～2020年度の短期事業とそれ以外の中・長期事業に分類し、まちづくり戦略計画の検討と合わせて見直し等を行います。





(3) 立地適正化計画との整合

立地適正化計画は概ね5年ごとに検証を行い、見直すこととされていることから、推進計画においても、立地適正化計画との整合を図りながら、目標値を含めた全体の見直しを検討していきます。



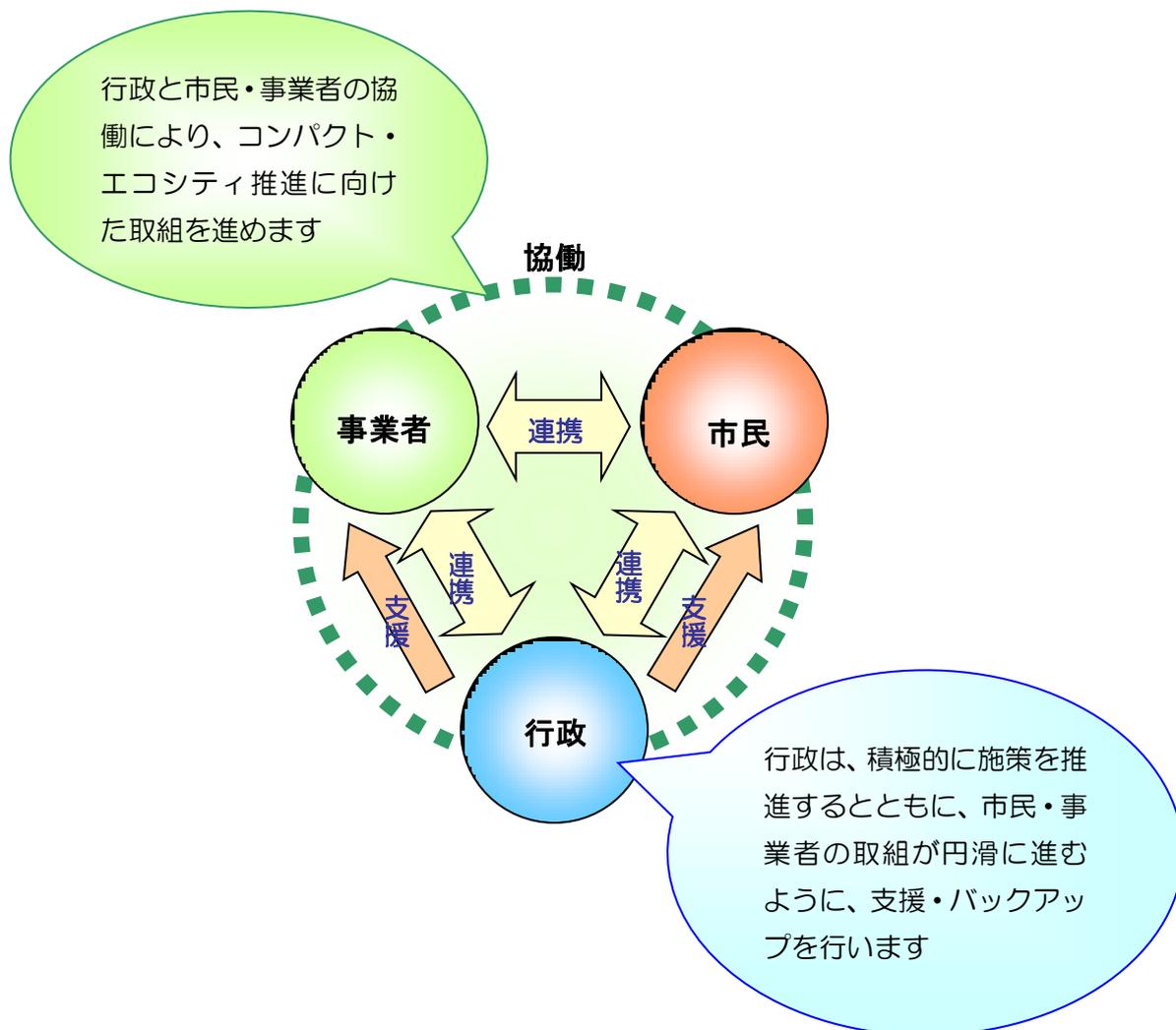
※現況の都市構造に大きな変動がある場合や、都市計画マスタープランの見直しが生じた場合などには随時見直しを行う。



8.4 コンパクト・エコシティ推進に向けた実施体制

行政と市民・事業者との適切な役割分担の下、協働によりコンパクト・エコシティ推進に向けた取組を進めます。さらに、行政は、積極的に施策を推進するとともに、市民・事業者の取組が円滑に進むように、支援・バックアップを行います。

【行政と市民・事業者との連携のイメージ】



8.5 コンパクト・エコシティ推進体制

庁内では、コンパクト・エコシティ推進本部会、及びその下部組織である推進本部幹事会を、継続して全庁的な体制とし、推進に努めます。

推進計画策定後は、学識経験者、事業者等から広く意見を聴取できるような組織を設置し、進行政管理や事業内容をPDCAサイクルに基づき実施するとともに、周知・啓発など広報活動についても、関係機関と積極的に協働で行います。



9. 附属資料

9.1 旧推進計画（平成25年策定）の進捗状況

平成25年2月に策定された多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画掲載事業の現時点における進捗状況を下記に整理します。

【進捗状況の区分】

実施済（完了分）： 事業完了したもの（整備完了したハード事業など）

実施済（継続分）： 事業実施継続中のもの（事業着手も含む）

未着手： 事業未着手のもの（構想レベル若しくは、それ以前の状態であるもの）

計画全体の進捗状況（平成29年度終了時点）

施策数	60		
短期	28	実施済（完了分）	5
		実施済（継続分）	23
		未着手	0
中長期	32	実施済（完了分）	1
		実施済（継続分）	24
		未着手	7

個別事業の進捗状況（平成29年度終了時点）

【エリア】

広域交流拠点 ⇒ 広域
 地域・生活交流拠点 ⇒ 地域・生活
 全域 ⇒ 全域
 拠点外 ⇒ 拠点外

【期間区分】

短期（新規） ⇒ 平成27年度までに着手するもの
 短期（修正） ⇒ 既存事業であるが、平成27年度までに計画を踏まえた内容を修正するもの
 中長期（新規） ⇒ 着手までに、検討期間を要するもの
 中長期（修正） ⇒ 既存事業であるが計画を踏まえた内容への修正について、検討期間を要するもの



1. 生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
1	中心市街地活性化の推進	広域	短期（修正）	実施済（継続分）
2	高松丸亀町商店街再開発事業	広域	中長期（新規）	実施済（継続分）
3	中心市街地での健康づくり事業	広域	短期（修正）	実施済（継続分）
4	地域交流拠点における新病院整備事業	地域・生活	短期（新規）	実施済（継続分）
5	社会福祉施設等の整備の推進	広域 地域・生活	中長期（修正）	実施済（継続分）
6	地域密着型サービス事業所等供給推進事業	広域	短期（新規）	実施済（継続分）
7	障害者福祉施設等整備助成事業	広域 地域・生活	中長期（修正）	実施済（継続分）
8	高齢者福祉施設等整備の推進	広域 地域・生活	中長期（修正）	実施済（継続分）
9	高松市夜間急病診療所整備事業	広域	短期（新規）	実施済（完了分）

2. 子育て支援機能の充実

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
10	児童家庭相談・子育て相談事業	広域	短期（修正）	実施済（継続分）
11	こども未来館（仮称）整備事業	広域	短期（新規）	実施済（完了分）

3. 教育環境の充実

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
12	学校の機能強化（社会教育施設や福祉施設等との複合化・近接化）	広域 地域・生活	中長期（新規）	実施済（継続分）
13	学校施設整備事業（空調機設置、耐震化）	全域	短期（修正）	実施済（完了分）

4. 土地・既存ストックの有効活用

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
14	高松市中央商店街空き店舗活用支援事業	広域	短期（修正）	実施済（継続分）
15	中央通りオフィス環境整備事業	広域	短期（修正）	実施済（継続分）
16	サンポート高松の利活用	広域	中長期（新規）	実施済（継続分）
17	ファシリティマネジメント推進事業	広域 地域・生活	中長期（修正）	実施済（継続分）
18	空きオフィス、空きビル活用事業	広域 地域・生活	中長期（新規）	未着手
19	容積率等の緩和	広域 地域・生活	短期（新規）	実施済（継続分）



5. 美しい街並み景観の形成・誘導

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
20	中心市街地歩行者空間整備事業	広域	短期（修正）	実施済（完了分）
21	景観計画の策定及び屋外広告物の規制内容の検討	広域 地域・生活	短期（修正）	実施済（継続分）
22	香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画 デザインガイドライン（仮称）の策定	地域生活交 流拠点	短期（新規）	実施済（継続分）

6. 公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
23	自転車等駐車場附置義務制度の拡充	広域	短期（修正）	実施済（継続分）
24	市街地中心部の自転車等駐車場整備事業	広域	短期（修正）	実施済（継続分）
25	レンタサイクル事業	広域	短期（修正）	実施済（継続分）
26	高松駅南交通広場整備事業	広域	短期（修正）	実施済（完了分）
27	都心地域内の循環バスの導入	広域	中長期（修正）	実施済（継続分）
28	駐車場の料金体系の見直し	広域	中長期（修正）	未着手
29	鉄道・バスの乗り継ぎ円滑化	広域 地域・生活	中長期（新規）	実施済（継続分）
30	EVを活用したカーシェアリング事業	広域 地域・生活	中長期（新規）	未着手
31	公共交通機関利用促進事業	広域 地域・生活	短期（新規）	実施済（継続分）
32	鉄道駅・バス停周辺環境の改善	広域 地域・生活	中長期（新規）	実施済（継続分）
33	鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備事業	広域 地域・生活	短期（修正）	実施済（継続分）
34	サイクルアンドバスライド駐輪場整備事業	地域・生活 拠点外	短期（新規）	実施済（継続分）
35	パーク・アンド・ライド駐車場の整備・管理事業	地域・生活 拠点外	短期（修正）	実施済（継続分）
36	公共交通利用促進条例（仮称）制定事業	全域	短期（新規）	実施済（継続分）
37	高齢者運転免許証返納促進事業	全域	中長期（修正）	実施済（継続分）
38	公共交通網再編事業	全域	中長期（新規）	実施済（継続分）

7. 参画・協働のまちづくり

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
39	コミュニティバス運行事業	拠点外	中長期（新規）	実施済（継続分）
40	コンパクト・エコシティ周知啓発事業	全域	短期（新規）	実施済（継続分）
41	各種施策の情報提供と市民との情報共有	全域	短期（修正）	実施済（継続分）



8. 安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
4 2	まちなかへの定住促進事業	広域	中長期（新規）	未着手
4 3	新病院を核としたまちづくり推進事業 （北側エリア整備事業）	地域・生活	短期（新規）	実施済（継続分）
4 4	市民農園整備事業の見直し	地域・生活	中長期（修正）	実施済（完了分）
4 5	公園整備事業	地域・生活	中長期（修正）	実施済（継続分）
4 6	生活道路改良促進事業	広域 地域・生活	中長期（修正）	実施済（継続分）
4 7	生活排水対策の推進	広域 地域・生活	短期（修正）	実施済（継続分）
4 8	既存住宅関連施策等への補助上乘せ対応	広域 地域・生活	中長期（新規）	未着手
4 9	生垣設置及び環境保全緑化助成事業	広域 地域・生活	中長期（修正）	実施済（継続分）
5 0	屋上・壁面緑化助成事業	広域 地域・生活	中長期（修正）	実施済（継続分）
5 1	再生可能エネルギーの導入促進	広域 拠点外	中長期（修正）	実施済（継続分）

9. 空き家等の有効活用

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
5 2	拠点居住促進事業	広域 地域・生活	中長期（新規）	未着手
5 3	空き家バンクの構築	広域 地域・生活	短期（新規）	実施済（継続分）
5 4	空き家対策事業	全域	中長期（新規）	実施済（継続分）

10. 新たな公共投資・市街地拡大の抑制

項番	施策・事業名	エリア	期間区分	進捗状況
5 5	市営住宅長寿命化計画推進事業	拠点外	中長期（修正）	実施済（継続分）
5 6	農地転用規制の厳格化	拠点外	中長期（修正）	実施済（継続分）
5 7	耕作放棄地解消指導の強化	拠点外	中長期（修正）	実施済（継続分）
5 8	下水道・合併処理浄化槽整備の見直し	全域	中長期（修正）	実施済（継続分）
5 9	都市計画道路網再編事業	全域	中長期（修正）	未着手
6 0	立地適正化計画（仮称）の策定	全域	中長期（新規）	実施済（継続分）



9.2 委員名簿

高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会 委員名簿（平成30年3月31日現在）

	委員の区分	氏名	現職名等	備考
1	学識経験者	嘉門 雅史	京都大学 名誉教授	会長
2		高嶋 伸子	香川県立保健医療大学 教授	
3		高塚 創	香川大学大学院 地域マネジメント研究科 教授	副会長
4	本市の区域内の 公共的団体等の代表者	杉本 三枝	一般社団法人 香川県建築士会 副会長	
5		佃 俊子	高松市地域農業再生協議会 委員	
6		土井 信幸	高松市コミュニティ協議会連合会 理事（総務部会長）	
7		中橋 恵美子	NPO 法人わははネット 理事長	
8		古川 康造	高松丸亀町商店街振興組合 理事長	
9		松岡 敬三	公益社団法人 高松青年会議所 理事長	
10		吉田 静子	高松市婦人団体連絡協議会 副会長	
11	市長が必要と認める者	小松 秀雄	公募委員	
12		藤田 壽子	公募委員	

敬称略 委員の区分ごとに、50音順

1	オブザーバー	塚本 文	国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長
2	オブザーバー	都村 仁	香川県 土木部 都市計画課 課長



9.3 要綱

高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市が目指す多核連携型コンパクト・エコシティ（都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市をいう。）の実現に向けた施策の推進に関し、広く市民の意見を聴くため、高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 懇談会の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に関すること。
- (2) 立地適正化計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、懇談会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の区域内的の公共的団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市民政策局コンパクト・エコシティ推進部まちづくり企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

2 この要綱による最初の懇談会の会議及び任期満了後における最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



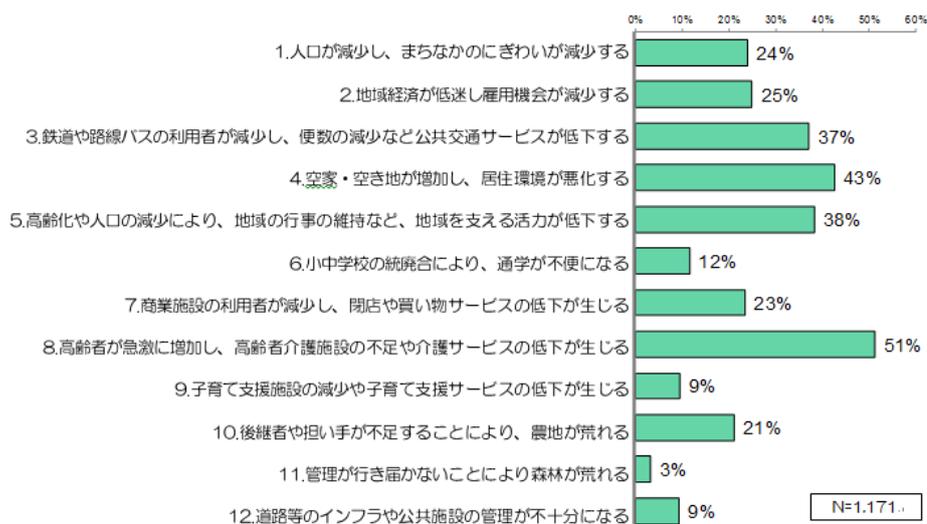
9.4 市民意識調査の結果概要

多核連携型コンパクト・エコシティに関する設問（コンパクトで持続可能なまちづくりに向けたアンケート調査抜粋）は、下記のとおりです。

●市民アンケート調査の概要

実施概要	
調査対象	20歳以上の高松市民（住民基本台帳から3,000人を校区ごとに抽出）
調査実施期間	平成28年2月11日～2月25日
実施方法	郵送による配布・回収
回収数	1,182部
回収率	39.4%

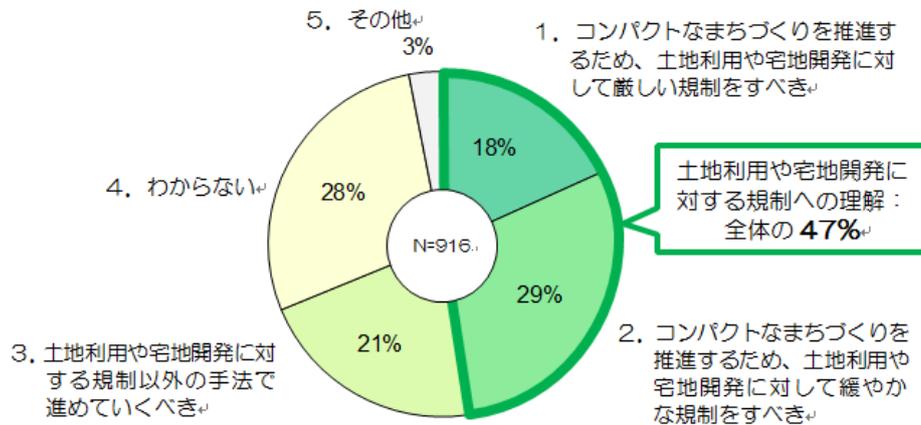
人口減少、少子高齢社会において懸念される問題



☞ 人口減少、少子高齢社会において懸念される問題では、「高齢者が急激に増加し、高齢者介護施設の不足や介護サービスの低下が生じる（51%）」とする回答が最も多く、回答者の約半数を占めています。次いで「空き家・空き地の増加による居住環境悪化（43%）」、「地域の活力低下（38%）」、「鉄道や路線バスの利用者減による便数の減少など公共交通サービスの低下（37%）」の順となっています。

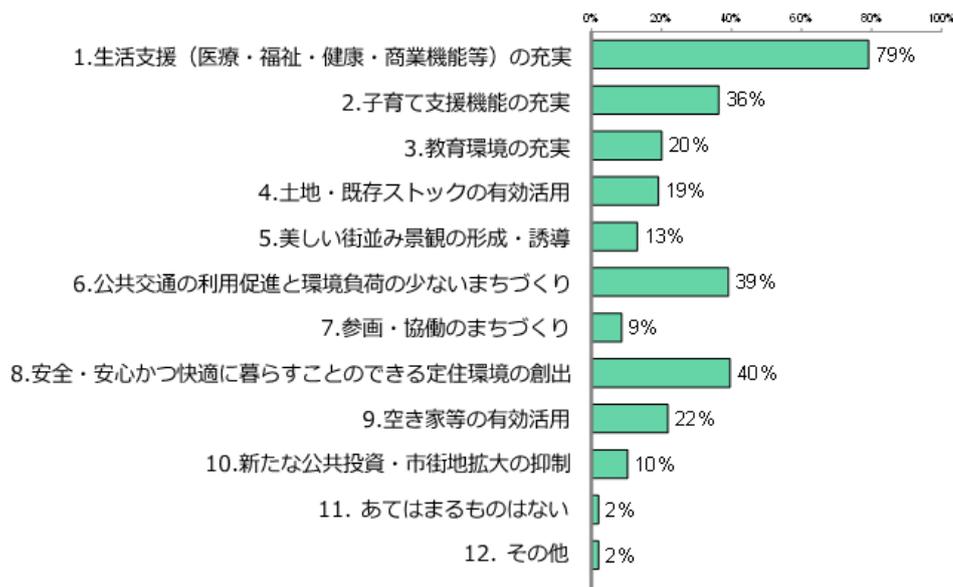


多核連携型コンパクト・エコシティの進め方



☞ 「コンパクトなまちづくりを推進するため、土地利用や宅地開発に対して緩やかな規制をすべき（29%）」とする回答が最も多くなっており、「コンパクトなまちづくりを推進するため、土地利用や宅地開発に対して厳しい規制をすべき（18%）」とする回答と合わせると、全体の47%を占め、土地利用や宅地開発に対する規制については、約半数がコンパクトなまちづくりの推進のために一定の理解を示しているということが読み取れます。

多核連携型コンパクト・エコシティの推進において力を入れるべき施策



☞ 多核連携型コンパクト・エコシティの推進において力を入れるべき施策としては、「生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実（79%）」とする回答が最も多く、次いで、「定住環境の創出（40%）」、「公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり（39%）」、「子育て支援機能の充実（36%）」の順となっています。



9.5 説明会のまとめ

(1) 説明会等の開催状況

平成29年度に実施した高松市立地適正化計画（仮称）【素案】説明会等の開催概要は下記のとおりです。

説明会等	日程	回数 (回)	参加人数 (人)	意見総数 (件)
説明会	4/25～ 5/31	15カ所 (16回)	287	90
市政出前ふれあいトーク（多肥）	5/18	1	42	
市政出前ふれあいトーク（香南）	5/24	1	14	
市政出前ふれあいトーク（円座）	7/25	1	54	
医師会説明会	7/11	1	31	
建築関係事業者向け説明会	8/4	2	35	

(2) 説明会等の意見概要

説明会等の意見（抜粋）については、下記のとおりです。

項目	御意見
都市機能誘導区域について	・コンパクト化を進めるとサービス低下にならないか。
居住誘導区域について	・誘導区域以外は住んでは行けないのか。
公共交通について	・拠点間のつなぎ方はどうやって決めるのか。 ・区域外から拠点への移動はどう確保するのか。 ・公共交通の再編はどうか。 ・交通空白地域についてはどう考えているのか。
誘導施策について	・罰則規定がないのに拡大抑制ができるのか。強制力がないと拡大は止められないのではないのか。 ・誘導区域以外は建物が建てられないのか。区域外の規制は考えるのか。 ・空き家対策予算を増やしてほしい。 ・空き家や解体、居住誘導区域内の土地購入の支援が必要でないか。 ・現在、郊外部には特定用途制限地域が指定されているが、その見直しや新たな規制を検討しているのか。
誘導区域外について	・区域外（庵治・牟礼・塩江）に対する考え方は。 ・区域外の過疎化が加速するのではないのか。



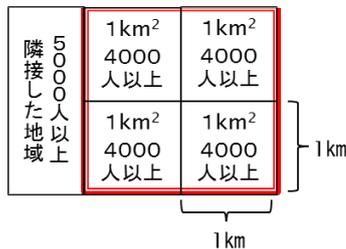
用語解説

アルファベット

DID

人口集中地区のことで、国勢調査基本単位区等を基礎単位として、①「原則として人口密度が1平方キロ当たり4,000人以上の基本単位区が市区町村の境域内で互いに隣接」かつ、②「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域」のこと。

* DID(人口集中地区)イメージ



ICT

Information and Communications Technologyの略。情報通信技術のこと。

LRT

ライト・レール・トランジット (Light・Rail・Transit) の略。従来の路面電車が高度化され洗練化された路面公共交通機関。ライトレールとも呼ばれ、近年欧米で普及しつつある。

MICE

企業等の会議、研修旅行、国際会議、見本市やイベント等、多くの集客交流が見込まれる、ビジネスイベント等の総称。

PDCA サイクル

Plan (計画) – Do (実行) – Check (評価) – Act (改善) の各プロセスで計画の進捗状況をチェックし、必要に応じて見直しを行う管理手法。計画内容の維持、向上及び継続的な実施を促進する。PDCAは「Plan Do Check Act」の略。

UIJ ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する形態の総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地域へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

あ行

インセンティブ

人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激。行動を促す動機付けを意味する。

か行

学術研究拠点

研究開発や新規産業創出の拠点。香川インテリジェントパークを指す。

合併処理浄化槽

し尿と生活排水を併せて処理する設備又は施設。河川、水路等の公共用水域の水質が改善されるもの。

開発許可

建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更(開発行為)を行う者が受けなければならない許可。



街路事業

都市計画法に基づいた道路等を都市計画事業として整備する事業。

既存ストック

都市における既存ストックとは、今まで整備されてきた道路、公園、下水道や公共施設、建築物等の都市施設のこと。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を生じる恐れのある箇所。

建築確認

建築物の建築等を行う前に、当該計画が建築基準関係規定に適合していることについて建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けること。

広域交流拠点

商業・業務機能の拡充、賑わい空間の創出、まちなか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図る拠点。

交通系 IC カード

日本の乗車カードのうち、非接触型 IC カード方式を採用している電子マネー機能付き乗車カードのこと。

交通結節拠点

各交通手段などが集結する地点において拠点となる鉄道駅のこと。

さ行

サイクルアンドバスライド

バス停周辺に設置した駐輪場に自転車を駐輪し(サイクル)、そこからバスに乗り換え(バスライド)、通勤等を行う交通施策上の手法。

サイクルアンドライド

駅周辺に設置した駐輪場に自転車を駐輪し(サイクル)、そこから電車に乗り換え(ライド)、通勤等を行う交通施策上の手法。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。都市施設の整備や市街地開発事業が優先的に実施され、用途地域が適用される。

平成 16 年 5 月に香川県が線引きを廃止しており、本市に市街化区域はなく、用途地域の指定のみ。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域では原則として、用途地域を定めず、開発行為などが制限される。

平成 16 年 5 月に香川県が線引きを廃止しており、本市に市街化調整区域はない。

シティプロモーション

自治体が地元の魅力を売り込む営業活動。

自立高齢者率

高齢者のうち、介護が必要でなく最低限身の回りのことを自分で出来る人の割合。



浸水想定区域

河川が氾濫した場合に想定される浸水区域と水深。

スプロール化

都市の急激な発展で、市街地が無計画に郊外に広がっていく現象。

生活交流拠点

地域の日常生活に欠くことのできない各種サービス機能を提供する集約拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、市民生活に身近なまちづくりを進める拠点。

線引き

1つの都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

平成16年5月に香川県が線引きを廃止しており、本市に線引きはない。

総合計画

地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置付けられる計画である。長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

本市では、平成28年3月に第6次高松市総合計画を策定。

総合センター

地域における行政組織の中核として、福祉サービスや相談業務を充実させる地域の総合的な窓口。

総合都市交通計画

高松市の目指す「快適で人にやさしい都市交通の形成」を具体化するため、将来を見据えた、本市にふさわしい交通体系を構築する上での施策の方針等を定めた計画。

本市では、平成22年11月に高松市総合都市交通計画を策定。

た行

多核連携型コンパクト・エコシティ

都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市のこと。

高松市では、平成20年12月策定の高松市都市計画マスタープランにおいて、多核連携型コンパクト・エコシティを掲げた。

地域公共交通網形成計画

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築のため、地域の公共交通の在り方や住民・交通事業者・行政の役割を定めた計画。

本市では、平成27年3月に、高松市地域公共交通網形成計画を策定。

地域交流拠点

地域の特性にふさわしい一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上を図る拠点。

地域交流センター

地域情報の収集・発信、行政サービスの提供、交流の促進などの機能を有した施設。



地域包括ケア

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的とした、地域の包括的な支援・サービス提供。

小さな拠点

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動の場をつなぎ、人、もの、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい集落地域の仕組みをつくり、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取組。

超高齢社会

高齢化率（総人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合）が21%を超えた社会。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない区域において、良好な環境の形成又は保持するために行われる土地利用規制。

都市基盤

道路、下水道など都市の様々な生活の基本となるもの。

都市機能立地支援事業

まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて医療・福祉等の都市機能を整備する民間事業者に対して、地方公共団体（市区町村）が学校跡地等の公的不動産を安価で賃借させる場合等には、国からも民間事業者に直接支援する事業。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受けべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画マスタープラン

地域の特性に応じて良好な都市環境を目指すため、市町村を超える広域的見地から、都道府県が策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。本市では、平成29年8月に高松市都市計画マスタープランを改定。

都市再構築戦略事業（社会資本整備総合交付金）

立地適正化計画を作成した上で、生活に必要な都市機能を整備することにより、都市構造の再構築を図ることを目的とした事業。誘導施策等の整備が交付金の対象となる。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等を定めた法律。

な行

農地転用

農地を宅地など他の用途に転換すること。



は行

パークアンドバスライド

駅周辺に設置した駐車場にマイカーを駐車し（パーク）、そこからバスに乗り換え（バスライド）、通勤等を行う交通施策上の手法。

パークアンドライド

駅周辺に設置した駐車場にマイカーを駐車し（パーク）、そこから電車に乗り換え（ライド）、通勤等を行う交通施策上の手法。

ファシリティマネジメント

土地・建物・設備を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設にかかる経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動。

フィーダー

フィーダー（feeder）とは、河川の支流という語源から、交通機関の支線のことを指す。幹線交通に交通を集中したり、幹線交通から交通を分散したりする役割を持つ。鉄道の場合には、バスやタクシー等の端末交通が、道路では幹線道路に接続する補助幹線道路や区画道路がこの役割を担う。

ま行

まちづくり戦略計画

第6次高松市総合計画の基本構想に掲げる本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現するべく、6つのまちづくりの目標達成に向けて取り組む主要な施策や事業などについて、実施年度・事業量などを具体化した短期的な実施計画。

まちなかループバス

JR・ことでの駅、商店街、総合病院、市立図書館などの主要な施設を東西双方向に回るバス。

や行

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地。

容積率

敷地面積に対する建物の延床面積の割合。

用途白地地域

用途地域の指定のない地域。

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さ等の形態を規制、誘導する制度。

ら行

立地適正化計画

都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能施設の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。平成26年8月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する。



多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画（原案）

高松市 市民政策局 コンパクト・エコシティ推進部 まちづくり企画課
高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2136 FAX 087-839-2125

Email : machiki@city.takamatsu.lg.jp
